

ではなく、子どもたちの生活状況は楽ではな

さそうである（表 4、図 7）

表 3. 東日本大震災による遺児の県別人数

	合計	岩手県	宮城県	福島県
人数	1568	486	921	161

平成 25（2013）年 7 月 31 日時点

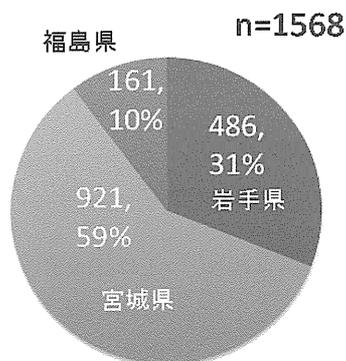


図 6. 東日本大震災による遺児の県別人数

表 4. 東日本大震災による遺児の生活場所

	合計	母子家庭	父子家庭	その他 自立・再婚等
人数	1482	868	608	6

平成 25（2013）年 7 月 31 日時点

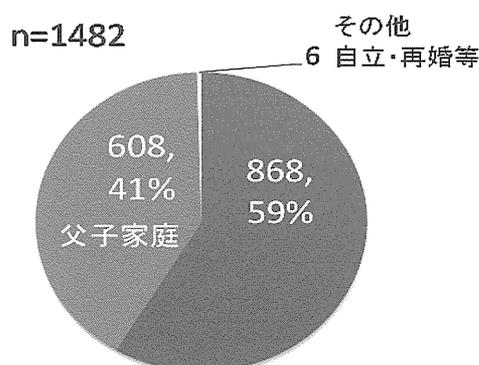


図 7. 東日本大震災による遺児の生活場所

同じく遺児の年齢構成(図 8)と居住場所(図 9)を示す。遺児には発災時 0 歳であった子も含まれており、平成 26 年 7 月時点で発災時 3 才以下であった遺児は 112 人である。おそらく彼らには震災の記憶は無いまま、遺児となっている。

平成 25（2013）年 7 月 31 日時点で居住場所が確認された遺児は 1482 人で、その居住場所は図 9 の通りである。

これらの調査数は時間経過と共に移動と追加、年齢推移により、数字が変遷し続けている。研究班が一部詳細は非公表となっているものも含め、総数として把握した件数を平成 24 年 9 月、平成 25 年 6 月、平成 25 年 9 月の調査数から集計すると概ね図 10 になる。ただし、厳密にみると時間差による重複や漏れは防ぎがたく、概ねの数にとらえる方が良いだろう。

孤児の大半は先に見てきた通り祖父母、おじ・おばを中心とした親族内で養育されており、遺児の大半はひとり親家庭で養育されている。その数は子どもの数としては年を経るごとに成長により減っていくのだが、平成 26 年度末、平成 27 年初頭では孤児が約 150 人、遺児が約 1130 人程度となっていると見込まれる。

図 8. 東日本大震災による遺児の年齢構成 H25 年 7 月

n=1568

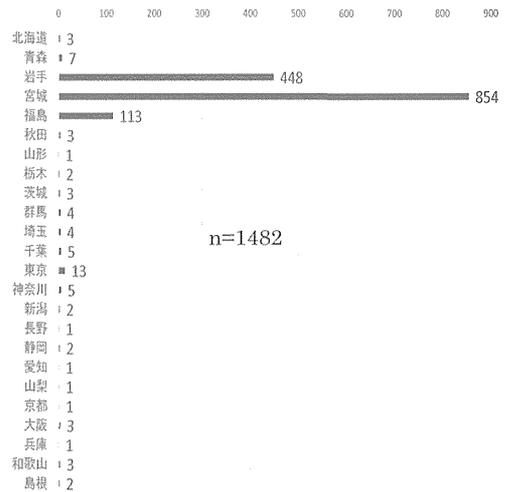
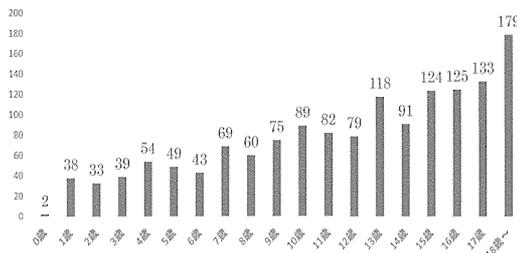


図 9. 東日本大震災による遺児の居住場所 H25 年 7 月

これらの調査数は時間経過と共に移動と追加、年齢推移により、数字が変遷し続けている。研究班が一部詳細は非公表となっているものも含め、総数として把握した件数を平成 24 年 9 月、平成 25 年 6 月、平成 25 年 9 月の調査数から集計すると概ね図 10 になる。ただし、厳密にみると時間差による重複や漏れは防ぎがたく、概ねの数にとらえる方が良い

だろう。孤児の大半は先に見てきた通り祖父母、おじ・おばを中心とした親族内で養育されており、遺児の大半はひとり親家庭で養育されている。その数は子どもの数としては年を経るごとに成長により減っていくのだが、平成 26 年度末、平成 27 年初頭では孤児が約 150 人、遺児が約 1130 人程度となっていると見込まれる。

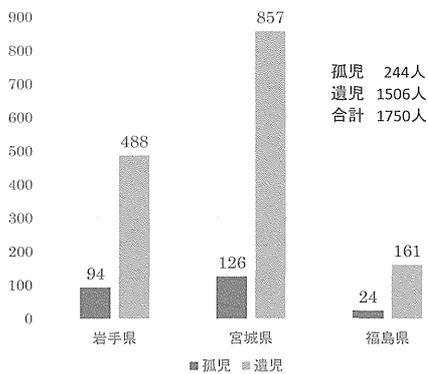


図 10. 研究班が H24～25 年に収集した東日本大震災による孤児・遺児の合計数

で被災した孤児、遺児の状況を調査した。回収箇所は 180 か所で回収率は 87.0%である。回答の性質上、具体的な地区名は伏せて全体集計値のみを示す。180 か所のうち被災 3 県内の児童相談所は 5 か所から回答があった。また欠損値と無回答項目は該当なしを表すことにするととの問い合わせ確認を多く受けた部分がありそれらはそのまま表記することとした。

### 3-1-2 平成 26 年 12 月 1 日現在での全国児童相談所における孤児・遺児の把握と支援状況

平成 26 年 12 月 1 日現在、全国の児童相談所で把握され、支援されている東日本大震災

集計値の単純集表は別紙「大震災に被災して親を亡くした孤児、遺児についての全国児童相談所の把握状況についての調査 単純集計一覧 H26」に Q1 から Q16 の各質問結果を示す。

まず震災孤児を平成26年12月1日時点で確認し、相談対応しているとする児童相談所は回答180か所の内9か所：121人、86世帯である（うち震災被災地の児童相談所は5か所、人数は117人83世帯である）。震災遺児

は8か所：572人、367世帯である（うち震災被災地児童相談所は4か所、人数は564人365世帯である）。男女の年齢別人数、担当児童相談所か所数は表5、図11、12の通りである。

表5. 全国児童相談所における震災孤児・遺児の把握  
対応状況 男女別年齢別人数と対応児相数

平成26年12月1日時点

		就学前	小学生	中学生	中卒	人数合計	
震災孤児	男児	人数	0	14	21	21	56
		児相数	0	5	4	6	
	女児	人数	1	19	11	34	65
		児相数	1	6	5	5	
小計		2	44	41	66	121	
震災遺児	男児	人数	41	73	61	126	301
		児相数	4	4	5	6	
	女児	人数	29	83	56	103	271
		児相数	6	5	4	4	
小計		80	165	126	239	572	
男女人数合計		71	189	149	284	693	

平成26年12月1日時点

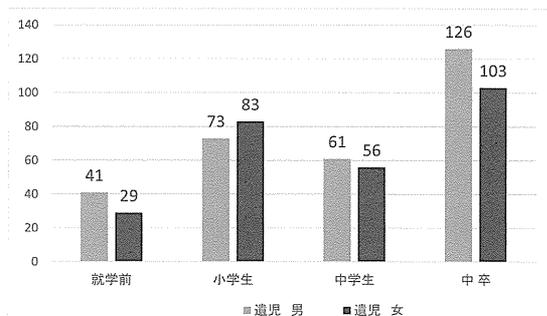


図12. 児童相談所が把握・対応している遺児の年齢構成  
平成26年12月1日時点

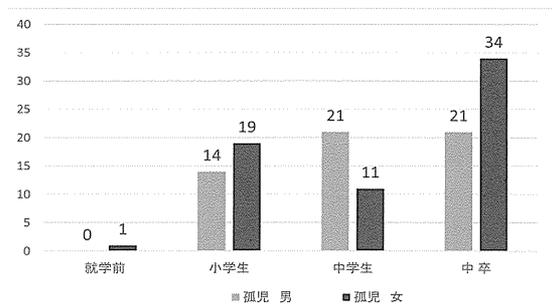


図11. 児童相談所が把握・対応している孤児の年齢構成

子どもの居場所については孤児121人のうち、親族宅が82人（うち親族里親宅が41人、養育里親宅が11人）、知人宅が1人、施設が6人、親族以外の養育里親が25人、自立を含むその他が7人となっている。遺児572人については、親元（ひとり親）が493人、親以外の親族宅が60人、施設が5人、養育里親が1人、自立を含むその他が13人、知人宅と親族里親宅は0である。

各児童相談所の管内の孤児の状況把握については表6の通りで孤児の事例が現在あると

する9か所ではすべての震災孤児の状況把握をしているところが3か所、すべての親族里親事例の状況把握をしているところが6か所となっている。

他方、孤児の対応状況が平成26年12月1日時点では無いとする児童相談所でも問題があれば随時把握するとしているところが48か所、気になる事例はありながら、把握できていないという状態にあることが28か所から報告されている。

表 6. 児童相談所による震災孤児の把握状況

平成 26 年 12 月 1 日時点

現在確認している震災孤児 ／管内の状況	管内の把握状況	親族確認	課題把握	気がなる事例
合計	3	6	48	28
いる	3	6		
いない			48	26

表 7 はその孤児の状態把握の方法について複数回答で尋ねている。事例が現在あるとするところ 9 か所の中では、直接子ども本人に面接している事例があるところは 4 か所、養育者主体で面接している事例があるところが 6 か所、関係者からの聴き取りが中心になっている事例があるところが 1 か所で、約半数の箇所では養育者から聞く形が主体になっているようである。

表 7. 児童相談所による震災孤児の状態把握方法

平成 26 年 12 月 1 日時点

現在確認している震災孤児 ／震災孤児の状況把握の方法	子ども本人に直接	養育者に直接	大半事例は養育者との	心的関係者からの	ニ市里親会や村会等の要対協、モニタ
合計	5	5	10	29	23
いる	4	4	2	1	
いない	1	1	8	28	23

震災遺児の事例を持っているとする 8 か所の児童相談所においては子ども本人に直接面接しているところは 2 か所、事例によるが保護者・関係者から主に聴き取りをしているところが 5 か所、要対協や里親会からモニター情報を得ているところが 1 か所である(表 9)。

震災孤児・遺児についてそれぞれの状態把握とは別に具体的な相談に対応していると報告した児童相談所は回答 180 か所中 21 か所

震災遺児について把握対応している事例があるとする児童相談所は 8 か所で、全ての管内にいる震災遺児を定期的に把握しているところが 3 か所、課題があれば随時状況把握するところが 3 か所、気になる事例がありながらもほとんど把握できていないとするところが 2 か所である。さらに現在事例が無いとする児童相談所で気になる事例はあるのだが、殆ど把握できていないとする児童相談所が 26 か所もある(表 8)。

表 8. 児童相談所による震災遺児の把握状況

平成 26 年 12 月 1 日時点

現在確認している震災遺児 ／管内の状況	定期的な把握	課題把握	気がなる事例	気がなる事例
合計	3		49	30
いる	3		3	2
いない			46	26

表 9. 児童相談所による震災遺児の状態把握方法

平成 26 年 12 月 1 日時点

現在確認している震災遺児 ／震災遺児の状況把握の方法	子ども本人に直接	養育者に直接	大半事例は養育者との	心的関係者からの	ニ市里親会や村会等の要対協、モニタ
合計	4	2	9	31	23
いる	2		1	4	1
いない	2	2	8	27	22

あり、過去に相談事例があったが現在は終了しているとするところが 11 か所、現在相談対応中のところが 10 か所である(表 10)。

現在相談があるとするところに複数回答で相談種別を尋ねている(表 11)。養護相談(虐待以外)が 9 か所で最も多く、次に性格行動相談 5 か所、虐待相談 3 か所、健全育成相談 2 か所、その他(具体の回答なし) 1 か所である。

表 10. 児童相談所による震災孤児・遺児の相談対応状況  
平成 26 年 12 月 1 日時点

震災孤児・遺児についての個別相談支援状況	件数	相談支援事例はこれまでに無い	相談支援事例は過去にあつたが終了	現在相談支援事例あり	無回答
合計	180	138	11	10	21
構成比	100.0%	76.7%	6.1%	5.6%	11.7%

表 11. 児童相談所による震災孤児・遺児の相談対応状況 相談種別  
平成 26 年 12 月 1 日時点

震災孤児・遺児についての個別相談支援状況…現在相談支援事例あり	件数	養護相談	養護相談（虐待）	性格行動相談	非行相談	健全育成相談	障害相談	その他	無回答
合計	10	9	3	5		2	1		
構成比	100.0%	90.0%	30.0%	50.0%		20.0%	10.0%		

表 12. 児童相談所による震災孤児・遺児の相談対応状況 相談内容  
平成 26 年 12 月 1 日時点

震災孤児・遺児についての個別相談支援状況…現在相談支援事例あり 相談の内容	件数	本人の不調	本人の被災による問題	本人の被災以前からの問題	本人の被災以外の問題	本人の被災以降の生活で新たに発生した問題	家族・親族と本人の関係に関する問題	家族問題	その他の生活再建・その他	無回答
合計	10	2	1	3	5	7	3	1		
構成比	100.0%	20.0%	10.0%	30.0%	50.0%	70.0%	30.0%	10.0%		

震災孤児・遺児の相談の経過内容をみると、被災以後の生活再建、本人以外の家族問題による相談を経験した所が最も多く 10 か所中 7 か所、次が子ども本人の被災以降の生活で新たに発生した問題で 5 か所、本人の被災以外の問題とその他の生活再建、家族問題が共に 3 か所、被災による本人の問題が 2 か所、残り被災以前からの本人の問題とその他が各 1 か所となっている。直接の被災による相談は少なく、被災によるもの以外、あるいは被災後に新たに発生した相談が大半である（表 12）。

震災被災児で孤児・遺児以外の子どもの相談状況を尋ねたのが表 13 である。過去に相談があったが、現在は相談が終結している児童相談所が 32 か所、現在相談対応中が 18 か所で

あった。おそらく母集団数が孤児・遺児に比べてはるかに多いので、相談件数が多くなっているが、過去に相談経験をした児童相談所の方が多く、被災者の避難直後の状況に比べると少し落ち着いてきて、相談対応件数、か所数ともに減少してきているのかもしれない。

震災被災児で孤児・遺児以外の現在対応中の子どもの相談があったとした 18 か所の児童相談所について相談種別を複数回答で尋ねたのが表 14 である。最も多いのが虐待相談で 12 か所、虐待以外の養護相談で 8 か所、性格行動相談 5 か所といったように続いている。それらの相談の経過内容をみると、家族・親族と本人の関係に関する問題が 18 か所と最も多く、次に被災以外の問題 9 か所、被災以前からの問題 8 か所、被災以後の生活で新たに発生した問題 8 か所などとなっている（表 15）。家族・

親族と本人の関係に関する問題には、間接的に被災による家族の移動や生活形態の変化が影響しているかもしれないが、生活再建などの問題とは区別される問題であり、また直接的には被災によらない問題による相談を受けた児相が多い。相談種別で虐待相談を経験した児相が多かったことも含めると、被災の影響

はもしあったとしても間接的なものにとどまっているかもしれない。

また震災被災者・被災児への個別相談以外の支援事業を立ち上げている児童相談所は回答 180 か所の中では 11 か所（そのうち被災県内児相は 3 か所）である（別紙単純集計表 Q16 参照）。

表 13. 震災被災児（孤児・遺児以外）の相談状況  
平成 26 年 12 月 1 日時点

震災被災児(遺児・孤児以外)の個別相談支援状況	件数	相談支に無例はこ	去相談支援事例は結過	あり現在相談支援事例	無回答
合計	180	118	32	18	12
構成比	100.0%	65.6%	17.8%	10.0%	6.7%

表 14. 震災被災児（孤児・遺児以外）の相談状況 相談種別

震災被災児(遺児・孤児以外)の個別相談支援状況...現在相談支援事例あり 相談種別	件数	養護相談	養護相談(虐待)	性格行動相談	非行相談	健全育成相談	障害相談	その他	無回答
合計	18	8	12	5	3	3	3	1	-
か別構成比	100.0%	44.4%	66.7%	27.8%	16.7%	16.7%	16.7%	5.6%	-

表 15. 震災被災児（孤児・遺児以外）の相談状況 相談経過

震災被災児(遺児・孤児以外)の個別相談支援状況...現在相談支援事例あり 相談の経過内容	件数	本人の不調	本人の被災以前からの問題	本人の被災以外の問題	本人の被災以降の問題生活	係族に親族と本人の問題	族その他の生活再建・家	その他の問題	無回答
合計	18	3	8	9	8	14	5	1	-
か別構成比	100.0%	16.7%	44.4%	50.0%	44.4%	77.8%	27.8%	5.6%	-

### 3-2 ヒアリング調査から見えてきたこと

ヒアリング調査は各自治体の担当者、現地の行政担当者、児童相談所など公的機関の支援担当者、NPO 法人のスタッフ、福祉分野の施設関係者、里親支援関係者、里親会のスタッフ、避難先での支援関係者、及び現地で暮らす様々な個人に対して、様々な接点で聴き取り調査、情報交換を行った。行政機関へのヒアリングでは別紙にあるような項目を使ってヒアリングを行った。個人の特定、固有名

詞的な特定情報は一般的に知られているような場合を除き、出来るだけ排除して報告する。また結果的には当事者である孤児・遺児となった子ども、その養育者、親族里親への直接接触は行わなかった。

#### 全般事項：特に文化的な事柄について

##### 3-2-1 東北の人たちとのコミュニケーションと対人文化について

多くの人たちが自身が東北で生まれ育った人である場合も、一時的に暮らした場合も含

め、数年以上暮らしたことがある人たちの多くが、東北の暮らしにおける対人関係、コミュニケーションの持ち方にある共通した特徴を挙げる。「初めの1年間はよそいき、その間のその人の態度・行動がその後の関係を決める。冷たくされると感じるからと言ってあきらめたら、それっきりになる」というのが共通する特徴である。かつて東北で暮らし、今は東北以外の地域で暮らす人たちからも何気なく同じ話を聴くことがあった。さらに会津地方では意識的に「会津の三泣き」と呼び、「一：初めよそものに冷たくて泣く、二：いったん親しくなるとその情の深さに泣く、三：最後には会津を離れる辛さに泣く」として、よそものがその地になじむまでに経験するよそよそしさを自ら表現している。

これに対してずっと「よそ者」のままの人たちに対しては、「遠慮」「もてなし」というよそゆきの対応が共通してみられる。さらにしばしば直ぐには本音、特に相手にネガティブな印象を与えかねない本音や要請を示せない「ためらい」や「とまどい」もよく指摘され、ある程度の時間をかけた接点の共有がなければ、互いに心の内を明かし合える関係にはならないという感覚の強さが個人的な性格特性を超えて文化的な特性として共通してみられる。

### 3-2-2 岩手三陸地域を中心とした地域社会の閉鎖性について

先行研究からの情報にみられたように、岩手三陸地域は長い歴史的な経過、険しく分断された地理的な特徴や漁業や海に向かう活動を軸にした生業によって、浜ごとの違い、閉鎖性の高さが認められているが、ヒアリングでもそうした特性への指摘が散見される。例

えば「浜ごとに魚の呼び名が違う、互いに隣の浜で何と呼んでいるかは知りながら同じ呼び名を使わない」とか、「浜側から見る山の名前と内陸側から見る山の名前が違う、互いに同じ山を示していることは知りながら名前を変えない」など、あるいは「浜ごとにパーソナリティが違う、性格行動上の価値観や行動基準、対人関係の持ち方が微妙に地域性をもって違う」といった指摘も散見された。地理的な分断に関しては、内陸部と沿岸部の遠さもひとつの分断構造になっており、沿岸部の住民の間には、内陸部の住民に対する違和感、よそもの的な警戒心も認められる。これらはいわば歴史的な時間の長さにおいて、連続と続いてきた人々の経験、生活史、生業の違い、地域が共有した運命、感情の違いが反映されているとみられる。ある地域で共有される経験があったとしても、隣の浜では、そのことが有用性だけで受け入れられることは簡単には期待しにくい。その地域固有の経験的評価としての受け容れられる理由・いきさつがなければ、簡単に共有されることはないという個別性、独自性の強さが、生活行動規範を基本的に特徴づけているように見受けられる。

こうした特性が特に明確に表現されるのは岩手三陸地域なのだが、宮城、福島の各地においても、3-2-1で確認されたような特性に重なって、その地独自の気風のようなものが形成されてきたことが感じられる。それは同郷であること、類似する境遇にあること、類似性の高い経験を共有しているらしいこと、の順に意識しながら相手との関係を慎重に選ぶように親近感を明確にしていくという対人関係の展開に立ち会うことによって、その共通する特性を感じるという観察者側の経験によ

って感じ取られることである。また、多くの当事者がそうした対人反応を「人見知りの強さ」「恥ずかしがり」「よそものに対するためらいや戸惑い、遠慮」などと説明することにも共通性が感じられる。

### 3-2-3 歴史的な経過が持つ分断性

東北被災3県では地理的・文化的な地域の分断性と重ねて歴史的な分断性が感じられるエピソードに多く接した。最も顕著なものが「南部・盛岡藩」をめぐるエピソードと「伊達者」のプライドである。岩手ではしばしば「伊達者」は利害関係の行動価値観における否定的な区別として登場する。I5-2 で見てきたように、南部・盛岡藩は新参の伊達藩から金山への侵入を受け、藩境各地で対立したという経過がある。さらに戊辰戦争においては津軽藩の官軍への寝返りにあい、その怨恨が明治維新後の野辺地における津軽と南部の武士団の武力衝突に発展し、弘前と津軽藩、南部・盛岡藩の一部を継ぐべき地域を明治政府は敢えて「青森県」とし、弘前でない寒村を県庁所在地「青森」にしたという歴史経過がある。岩手ではさらに沿岸部と内陸部にも分断があり、「盛岡」は沿岸部にとっては遠過ぎて一緒とは感じられないよそもの世界になってしまう。

「伊達者」の岩手地域での否定的なイメージに反し、旧伊達藩の地域、出身者において「伊達者」はプライドをもって感じられるアイデンティティの印のようである。北海道にある「伊達市」など、伊達藩を出自に持つこと、「伊達」を名乗ることは一部の人たちにとっては自らのプライドに属する事柄であるように見える。確かにI5-2 で見てきたように、伊達政宗は遠くヨーロッパに使節を送るよう

な進取の気性をもって采配を振るい、「仙台・伊達藩」を大藩に育てた英雄である。ヒアリング調査の間、たまたま利用した複数の地元タクシーの運転手が、それぞれに自身の出身地を名乗り、津軽、南部、伊達のプライド、相互の対立と怨恨の歴史をしばしば語ったことには強い印象を受けた。東北地方では分断と被災による苦難の歴史が、庶民の間で長く語り継がれている。

### 3-2-4 よそものと内輪の違い

3-1-1 や 3-1-2 で見られる特性は、「よそもの」による調査や支援の困難性を当然想定させられる特性である。しかし、数度の接触においても、それを超えてめったに聴けないと思えるような強い感情表現や「本音」の話に接する機会がヒアリング調査や様々な東北人との接触場面でみられた。それらについて、東北の人たちに意見を求めると、「よそものであるからこそ話せたのかもしれない」という感想がしばしば返ってきた。すなわち、同郷で、同じ境遇・経験を分かち合っていると分かっている者同士でしか話せないことがあるとすれば、それが故に、却って言えないこと、話せないこともある、ということなのかもしれない。これが被災地支援においても地元でこそ展開する相談支援と、遠隔地であるからこそ求められる相談支援の2極構造化を説明する重要なポイントかもしれない。

### 3-2-5 一般的な支援者が持ち込むイメージ

ヒアリングにおいてしばしば意識させられたことのひとつに、一般的な支援者として登場する「よそもの」が持つ地域特性と被災地が持つ文化のすれ違いがある。「関東人」はしばしばルールや規約による明確な根拠や説明

性を担保した上で様々な「メニュー」を準備し、それを手土産に被災地支援に臨んだ。関東の文化においてそれは相手に対する基本的な礼儀であり、周到な準備でもある。また関東地方には東北地方を出身地とする身内を持っている人も多く、その親近感もこうした支援表明の態度に混ざっていることが多い。もちろん同じ「関東人」でも「北関東地域」の人は被災を共有する「近い人」たちでありこれとは若干違っている。

東北の人々にとって、この「よそもの」である「関東人」が持ち込んできた手土産は「遠慮」「もてなし」とよそものにすぐにはなじまない文化において、ある種の「押しつけ」圧力となる危険性があった。当初は「お世話になった」「ありがたかった」と表明された支援が後に「押し付けられた」「圧力を感じた」に変貌するのにしばしば調査者は驚かされてきた。

「関東人」と並んで「関西人」もまた東北地域とは異なる文化的背景を持つ。阪神・淡路大震災を経験した「関西人」は被災地が固有に持つニーズへの配慮、被災者を主人公とした支援の重要性について多くの人がそれを意識し、「邪魔にならない援助」を心掛けた結果、いわば「手ぶら」で「何でもする」的な姿勢で被災地に登場したように見える。また「関西人」は生真面目な「絆」というよりは「気楽な仲間」としての関係性を重視し、時には自虐的な笑いを含め「一緒に楽しむ」ことに価値を置いた対人文化を持ち込むことになったようである。これがしばしば生真面目な「東北人」を戸惑わせ、「うさんくさい」と感じさせることになっている。また初期の岩手、その後の福島には、関西からの支援者、労働者の流入を見込んで多くの「関西の水商

売」が進出していた。明らかに関西人のイメージに「お笑い文化」の軽薄さと「関西の水商売」が持つガラの悪さが東北人に強い印象を与えているようにみえる。

こうした支援者が意識して、あるいは意識しないで持っているそれぞれの地域文化の特性が被災地の地域文化と出会い、摩擦と融合を繰り返りひろげることがこれまでに起こっている。被災地の持つ文化の固有性や閉鎖性が高いほどに、こうした他の地域の文化が持ち込まれる際の違和感や摩擦は避けがたく、それを意識した支援の投入が必要である。

### 3-2-6 地域文化の特性と支援課題

今回の調査で印象深いことのひとつは、調査者もまたある種の文化的背景をもった関係者だったことを強く意識させられたのである。阪神淡路大震災を経験した関西人の調査者は、ある地域での祭りの復活と、そこでの子どもたちの踊りの復活を聴いて、おとなと子どもは共にそれを「楽しんだか」と尋ねている。それに対し「子どもは神社に伝えられている踊りをちゃんと踊り遂げることが大切で、大人たちは子どもがちゃんと踊り遂げられるように助ける」ことが重要なのだと回答されている。また子どもたちが「芸能」を演じることで被災者みんなが一緒に楽しむような活動はなかったかという質問には「子どもを見世物にするような活動はなじまない」という説明が返されている。

これらは調査者が5-3で明かされるような地域文化をよく知らずに東北の地域文化に出会ったことを示している。子ども達の踊りは「皆が楽しむため」に踊られたのではなかったのである。また、娯楽としての芸能は東北文化においては、大人のためにあるのか、子

どものためにあるのか区別されているように見える。これらの出会いは調査においては発見で済むかもしれないが、支援交流においては誤解や摩擦に発展してしまう危険性がある。

子どもに対する大人のあり方においても東北地方が持つ文化的な特性には一定の理解が必要のように見える。具体的な死者の魂の存在をいつも生者の生活と対置して考えるような文化においては、子どものしつけ、社会的な成熟課題はいきおい生真面目な価値を重視したものとなりやすく、また人間の本質において悲哀や怒りといった負の感情への気づきの高さを備えたものとなる。結果的に多くの大人は子どもを強くし、勝たせようとする。また、脅威となる状況から子どもを守ろうとする意識が強くなり、子どもを脅かす負の状況についてはできるだけそれを遠ざけることに心をくだく。その結果、子どもが何か辛い経験をしたとすれば、それに対して多くの大人は「できるだけ早くそこから抜け出させよう、忘れさせよう」と反応する。いくつもの場面で、「何かとても辛い出来事に子どもが出合った」ことについて、そのことに「子ども自身が何度も向き合って、自らその経験を統合的に取り込めるように援助する」ことよりも、「まずはそのことを遠ざけ、忘れさせようとする」だろうという見解を確認している。おそらくそれは個人的な価値観というよりも、ある地域の文化的特性をともなう人生課題への伝統的な取り組み方を反映している可能性が高いと言えそうである。

## 孤児と親族里親支援について

### 3-2-7 養育当事者と親族里親であること：遺族としての養育者

被災各地で確認した共通性のひとつが、「親族里親」という言葉への一種の違和感である。岩手県ではほぼ半数の孤児の面倒をみていた遺族が、自分たちの身内である子どもの養育について、それを「親族里親」になじまないとして「親族里親」の登録をしない選択をしている（図3）。もとより「親族里親」は孤児調査に臨んで行政側が積極的に勧奨した制度利用であり、当

事者が要望した制度整備ではなかった。孤児となった子どもの養育を担うことになった親族の人たちは、自身のことをまず「里親」ではなく「遺族」であること、身内を失い、その非業の死を遂げた身内の子どもを庇護し、無事に育てていくことこそが、共に助け合って生きてきた死者に報い、また思いを残して命を落とした者の一族として、生き残った生に報いる義務である、という価値観に生きている。

養育者たちはまず「被災者」であり「遺族」であって「里親」は前に出ない。行政から金をもらって孫や身内の子どもを養育していることを今や「引け目」に感じてしまう「親族里親」も多いと聞く。彼らは同じ境遇にある「親族里親」とだけ「話しやすい関係」になれるという。「親族里親」としてでなく、一般的な親族者の養育としてプライベートに面倒をみている人たちに対して「親族里親」となった人たちは対等に話しにくいと感じているという。

### 3-2-8 被災者としての親族里親

支援者の多くが、親族里親、あるいは遺族として身内の子どもを預かって育てていた人たちとの初期の接触で、被災者としての過酷な経験による疲弊と悲嘆の激しさに出会って

いる。子どもの状態確認の前に、養育している大人たちの被災によるダメージの深刻さ、悲嘆の激しさが注目されている。東日本大震災では確かに多くの被災者がみずから支援の役割を重ねて担い、自身の被災体験と被災した地域の仲間への支援の二重の課題に立ち向かった。初期の養育者への支援活動では震災のこと、被災して亡くなった子どもの親たちの事を考えると涙がとまらないという人が多く、その人たちは養育者としての彼らへの支援の場に数度足を運んだ段階で、自らの被災に立ち向かうこと自体があまりに苦しいと集まりの場から足が遠のくという経過を取りやすかったようである。

やがて時間が経過して、再び被災体験に向き合い、そこで被災しながらも助かった結果、命を落とした身内の子どもを積極的に守り、育てていこうとする自らの役割があらためて分かち合わせ、確認され始めているのが最近の現状であるというところもみられた。

いずれにしても「親族里親」というよりも「被災遺族としての養育者」であり「被災した上に大切な身内を失い、その忘れ形見である子どもを預り育てている」という意識が基本要件であり、その「被災遺族」に対するケアが何よりも基本課題として重要であったことが認められる。つまり社会的な役割としての「里親」ではなく、命を落とした身内の子どもを預かって育てるといった特別な課題に出会っている「被災した遺族」であり、しばしば自身も過酷な「被災者」としての人生にある人たちを、どう受け止め、どうケアしていくかが課題の原点である。この観点からは「親族里親」であるかないかはあまり重要なことにならない。むしろすべての孤児を養育

している親族被災者をどうケアし、支援していくかが共通課題である。

### 3-2-9 支援展開における東北文化の文脈

被災遺族への支援にしても、親族里親への支援にしても、あるいは孤児への支援にしても、それらの基本に3-2-1からみてきた東北文化における地域文化、対人関係の特性への配慮抜きには何も進展しない。特に最初の1年は、特段の反応が返ってこなくとも淡々とやり続けること、反応が限定的であったとしても、意志をもって支援のための場を維持していることを示し続けることが重要とされる。また険しく分断された地理的条件もつ地域では、支援が設定される会場へのアクセスそのものが高齢である養育者には難しく、さらに養育に関する支援を仰ぎようとすることによって、地域社会においては、何か良からぬ問題があるのかと身内から責められるような立場に陥りかねないと感じてしまう養育者も多く、気楽に相談することの難しさがハードルとなっている。児童相談所が定期的に巡回する際にも、児童相談所が何度も訪ねてきているということを周囲に知られたくないという要請は多く、支援者側が目立たずに行動することには一定の限界があることも指摘されている。結果的に親や子どもへの継続的な直接接触は制限され、何か問題があるときに限定的に親が子どもを連れてくるか、遠隔地で目立たないようにこっそり相談に通う形が進行しつつある。

支援者については、養育者に留まらず、支援者もまた被災者であるかどうか重要な手がかりとなっている。同質性と高いプライバシーの防壁が保障される場の設定が重要で、頻繁な担当者の異動・交替や公的サービスの

開示的な支援体制だけでは相談につながれない人たちがいることが課題である。

また 3-2-6 で指摘したように、子どもたちの過酷な経験と境遇について、あるいは子どもが出会い、背負うことになった過酷な状況については、出来るだけその苦痛・苦悩から子どもを守ろうとする大人たちの反応が、子ども自身にその経験に立ち向かい、幾度もそのことを吟味して乗り越えさせようとするよりも、ともすれば単純明快にそのことを遠ざけ、忘れさせようとする方向をむきやすいことも一つの地域特性として理解しておくことが必要である。

### 3-2-10 親族関係という特殊性

親族という関係性をもつ特殊性が様々な養育支援の過程において、特別な要件を構成していることがしばしば指摘されている。元々同居してきた孫を育てる場合と、殆ど初めて一緒に暮らす身内の子どもの面倒を見る場合の違いは、赤の他人と初めて一緒に暮らすことが基本となる「里親」とは全く異なる。養育者夫婦が互いに相手に気づかいをする身内の事情があるために、別々に相談におとづれるなど、親族であるが故の成り行きや行きがかり上のストレスを抱えている場合もあることが認められる。こうした親族ならではのストレスや課題性は「親族里親」の基本的な要件に含まれることであるが、さらに災害被災や被害者としての経験を通じて親族の子どもの養育を担うということの難しさ、デリケートさについてはより、精緻な準備と配慮が必要となることがうかがえる。「親族」であることは、ある種の親密性や相互支援の容易さを期待させる条件であるが、それと同等に「他人どうし」ではないが故の関係性や問題性も

当然想定しておかなければならない。「他人」であれば単純に事情を説明すれば済むことが、「身内」であるが故に「いわく言い難い事情」に見舞われることもある。支援者はそうした特殊性が「その総てが常には十分に語られないうまに」存在することを前提として、取り組みを考えなければならない。

### 3-2-11 支援と分断

多くの場所で、経済的支援がもたらした不安と負担の声を聴いた。初期の段階では、あまりに多量に投入されてくる様々な支援に「まるで新聞広告の束でも持ち帰るように」多様な支援手続きの書類を子どもが毎日のように学校から持ち帰ってくるのがとても大変だったという保護者の声を聴いた。やがてそれは巨額な子どもへの積立金となり、それは多くの養育者が子どもの将来へのひとつの不安として感じるような存在に膨らんでいる。成人しただけで、巨額の金を手にした子が、無事にそれを生かして生きていけるだろうか、というのが多くの養育者の心配である。すでに成人を迎えた子どもが数週間で1千万を超える金を使ってしまったという事態がまことしやかにささやかれている。それが事実であろうとなかろうと、そうした巨額の支援金が子どもの人生に濃い光と影を落とし始めているのは事実である。

東日本大震災は、子どもに限らず、巨額の支援金、見舞金が人々に重大なストレスを与えた影響の大きさに、ひとつの特徴がある災害である。莫大な金の動きには必ず、それに群がる様々な人々の暗躍・思惑を生む。仮設住宅に並ぶ高級外車の風景もそのひとつの徴候である。孤独な人生を歩み始めるかもしれない子どもが、思わぬ大金を手にしたときに

遭遇するかもしれない世間の危険性を多くの大人が感じ始めている。

このような金銭問題が絡む親族里親制度の運用については、本来は里子の身上監護権と財産管理権を分けて考えることが妥当であろうと思われる。里親は身上監護権を担当し、弁護士などの別の専門家が財産管理を行うのが適当であろうと考えられる。

### 3-2-12 支援者が置かれている課題

外部から来た支援者はその大半が既に引き揚げつつある。断続的に来ている支援者、あるいは現地で何らかの活動を継続している支援者はいくらか残っているが孤児・遺児への支援では児童相談所や地域の医療機関、支援機関、学校など現地での支援が中心になっている。「親族里親」への支援では「里親会」や「里親支援機関」が支援者としての位置づけをうけ、「サロン」やイベントを開催して「親族里親」として子どもの養育にあたっている人たちを支えようとしてきた。それらについて「継続すること」を求める声はあるが、その活動を積極的に活用できているのは全体の一部分で、多くの養育者が特別な公的支援が必要であるかどうかという点で、特段の支援が必要とアピールしていない。大変であることは認めても、公的機関による特別な支援が必要な状態にあると思っている人はごく一部かもしれない。

また、現地の支援者はまず自分自身にも被災者としてのダメージがある。さらに多くの場所で人材が不足している。養育支援の仕事は非常勤の待遇設定が多く、職業的にも不安定で、ゆっくり、じっくり腰を落ちつけて活動する余裕が無い。さらに東北文化の流れとして、当初は目覚ましい反応を得られなくと

も、粘り強く活動を継続する必要があるが、効果がすぐに表れないことは継続されない傾向があり、その間の持続と評価に課題がある。

NPOなども活動継続させるための予算が無くなってきており、さらに現地で活動を継続させたいと考えている人がいてもその活動を支える財政的バックアップが乏しいことが課題となっている。

## IV 考察とまとめ 親族里親支援の課題

### 4-1 東日本大震災で親を亡くした孤児への支援状況

東日本大震災で親を亡くした孤児への支援は、そのほとんどが身内を失った遺族である親族

が子どもの養育を担うという形で推移している。ただ自身も被災者である親族養育者は、その人自身が深刻な被災によるダメージを経験している場合が多く、またその多くが高齢でもあり、柔軟で活発な社会的対応ができる状態にはない。さらにそうした年配の世代に特徴的な伝統的で閉鎖的な地域社会の文化的・民俗的特性への配慮も含め、控えめで慎重な配慮ある支援の充実を図る必要性が極めて高い。

特に外部からの支援には一定の限界性があり、個別の地域特性に理解があり、配慮できる支援者としては、支援者自身もまた被災者である人による支援体制の充実が望まれる。個々の支援においては特に初期の段階では、基本的に年単位で対応を変えない活動継続の時間単位と一貫性を示し続けることが、東北地域の文化的特性に依拠した要件であり、スモールステップに目に見える即効的な効果を

公的・客観的に確認したがるような対処はなじまない実態がある。

親族被災者、遺族による孤児・遺児の養育の一部分は「親族里親」としての支援設定を受け入れてきたが、「里親」であることを強調しすぎると、「行政」に押し付けられたという違和感に陥る危険性があり、「里親制度」の適用にとらわれない、被災遺族全体への支援において、孤児・遺児の養育への支援を位置づけることが重要とみられる。

親族里親への支援を含む孤児への児童相談所の支援は、一定の枠組としてはその役割機能が評価されている。ただし実態的に詳しく見ると、親を亡くした子どもとその遺族親族への固有の支援としての明示的な効果は一部分に留まっており、その他の家族事情が生じた際の家庭養育への様々な相談支援として展開してきている。そうした意味では震災によって親を亡くした子とその養育自体への固有の具体的な支援ニーズの生起と支援の展開は、見えにくい状況にある。

#### 4-2 全般的課題としての被災した子どもへの支援

東日本大震災への支援課題の特性は本研究班の主任研究者である奥山が何度も指摘してきたように様々な局面における「分断」への対応にその一つの焦点がある。「分断」は様々な局面で現れているが、何よりも広域に及ぶ被災状況と避難生活の長期化、放射能被害の長期化による被災家族・親族間の物理的・精神的分断、伝統的な地域社会の閉鎖性や、身内と部外者の間の壁、本音と建前の区別、内輪の恥をさらしてはならないという社会への気遣いと遠慮、困っている一族・身内の世話はやって当然という価値観による対人関係の

持ち方、価値観の違いによる支援者と被災者の分断、外部からの莫大な支援金・見舞金の投入や、性急な支援効果の評価要請、産業構造の急激な変革の提案等がもたらす行政施策と地域の分断など、いずれの状況も結果として、東北がもつ独自のアイデンティティ、文化や価値観、時間感覚に根差した人間復興の実現が儒分でないことがもたらした結果と深く関係している。

子どもへの支援はまさにこうした「分断」の結果として、ひとりひとりの子どもの被災体験とそれを通じてこそ見通されるべき人生目標へのアプローチにおいて、十分な人と人とのネットワークの構築が実現できていない状況をどうすればつなぎ合わせられるかという課題に行き着く。それぞれの支援が有機的に繋がって子どもの人生を長期に応援する体制整備を実現することが重要なのだが、当事者の意識においてはまだまだ、却って何か特別な支援につながることで自分が、まるで当人にマイナスの評価・烙印を付し、地域社会からの脱落を方向づけかねないといったおそれ、おびえの感覚が強く認められるのである。これが「分断」のコア感覚にある限り、要注意なのである。それを変えられるのは、おそらくよそから来た支援者では無い。元々はよそから来た者であったとしても、既にそこで共に暮らす生活者となった地元の専門家であろう。

#### 4-3 遺族としての親族への養育支援と親族里親

大震災によって親を亡くした孤児・遺児への支援は、第一に遺族としての親族全体への養育支援のシナリオを持つべきである。子どもの安全と最善の利益を最優先とする価値観

は、親族全体の子どもの養育において共有されてこそ、その真価を発揮する。一族の中で被災のダメージを負わなかった者はいないのに、孤児・遺児だけに特化された養育支援が提供され、同居する親族と区別されるような支援は様々な矛盾・緊張、葛藤を生む危険性が高い。ましてや親族であるが故のいきさつ、利害関係が暗黙の前提として存在する人間関係に支援を投入する際には、特に慎重な配慮が必要となる。単に「親族里親」という既存の任意の契約によるサービスを部分的に提供するだけでは足りない。何より深刻な災害被災とそれによる親族の死を経験した遺族としての被災者への支援が基本でなければならない。その上で、過酷な体験を共有し、その悲しみを共有する遺族親族間の養育支援として、孤児・遺児への養育支援が位置付けられることになる。

#### 4-4 事業支援専門家の育成

東北文化においては、いかなる支援事業もその継続的な定着を目指すなら、最初のほぼ1年間は、よそ者か新参者に対する地域住民による審査、存在意義についての暗黙の吟味過程を通過し、信用を得ていくというプロセスが必要となるようにみえる。またその間は担当者がずっと変わらずに活動を続けていることを示し続けることも重要な要素となるようである。そうしてその地に定着し、根を下ろしていこうとする人物だけが信用され、受け入れられていくということになる。外部の者は、その地の関係者となっていく者が育っていく間のサポーターにはなれるが、よそ者のまま、継続的な直接支援者とはなりにくい。直接支援者になるには現地の生活者、外から来て現地の人となった者を含め、現地の生活

者が現地の中で専門家として受け入れられるかどうか重要となる。ある地域固有の文化・社会に根差した地域社会の一員として、その地域の中での活動の地歩を築くことは、I 4-1のIASCガイドラン①～③による「③被災コミュニティにおける内部資源の活用」に限りなく近づいていくことを意味する。これを具体的に例えるなら、世界的なマーケティングリサーチャーであり、未開の地にも先進的な産業・商業活動の商機を見つけ出してきたチップチェイスが提起するような手法になるのかもしれない。彼はまず、その地にホテルではなく家を借り、朝から晩までその地で最も普通の庶民の日常生活が営まれている地域の真ん中で暮らすことから始める。そしてそこに暮らす人々を観察し続け、話しかけ、知り合いになっていく。通常の視察者が雇うようなガイドではなく、現地の様々な組織と利害関係の駆け引き交渉ができ、顔が利く人物を見つけ出してガイドに雇い、またその地で暮らす若者をスカウトし、その地で暮らす人間のチームを作る。チップチェイスを含むコアメンバーはあちこちを駆け巡りながらも、その地ではそのチームが地元の色に染まるまで、チップチェイス自身を含め、皆が地元チームの1人になりきるまで暮らし続ける。その過程そのものがリサーチの過程となると彼は言う(Chipchase 2013)。このプロセスはI 6-2で杉万が見出した「ストイックな交歓者」のプロセスに重なり合うように見える。

孤児支援事業としての親族里親制度の適用とその継続的支援の展開は、まさにこうした現地の生活者としての専門家が育っていく過程として検討されるべきである。そのためには現地の被災者自身が支援の専門家として定着し、育つことこそが鍵となる。

必要なことは、そうした過程を実現していくシナリオの認識と、それを支える人材の確保、そしてそれを支える財政的な枠組み、具

体的な資金の提供・投入である。おそらくそれしかない。

## 参考文献

- ・ Raphael, B.(1986) When Disaster Strikes how individuals and communities cope with catastrophe. Basic Books, Inc., Publishers. (石丸正訳 (1989)「災害の襲うとき カタストロフィの精神医学」みすず書房)
- ・ Goldman, L. (2000) Life and Loss. (2nd edition) Taylor & Francis (天貝由美子訳 (2005)「子どもの喪失と悲しみを癒すガイド—生きること・失うこと—」創元社)
- ・ Wolfelt, A. (1983) Helping Children Cope with Grief. Routledge
- ・ MacCurdy, J.T.(1943) The Structure of Morale. Cambridge University Press (first paperback edition 2014)
- ・ Eisenstadt, M., Haynal, A., Rentchnick, P., (1989) Parental Loss and Achievement. Intl Universities Pr Inc
- ・ Iremonger, L. (1984) Orphans of the Heart. Martin Secker & Warburg Ltd
- ・ Gladwell, M. (2013) DAVID AND GOLIATH Underdogs, Misfits, and the Art of Battling Giants. Little, Brown & Company.
- ・ Chipchase, J. (2013) Hidden in plain sight. How to create extraordinary products for tomorrow's customers. Harper Business.
- ・ Joseph, S. (2011) What Doesn't Kill Us: The new psychology of posttraumatic growth. Basic Books. (北川知子訳 (2013)「トラウマ後 成長と回復 心の傷を超えるための6つのステップ」筑摩書房)
- ・ Calhorn, L.G., Tedeschi, R.G. (2006) Handbook of Posttraumatic Growth. Research and Practice. Psychology Press (宅香菜子 清水研 監訳 (2014)「心的外傷後成長ハンドブック 耐えがたい体験が人の心にもたらすもの」医学書院)
- ・ CDC: Centers for Disease Control and Prevention (1998~2011) The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study  
<http://www.cdc.gov/violenceprevention/acestudy/>
- ・ IASC (Inter-Agency Standing Committee) 災害・紛争等緊急時における精神保健・心理社会的支援に関する IASC ガイドライン(2007)  
[http://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc\\_110423.pdf](http://www.who.int/hac/network/interagency/news/iasc_110423.pdf)
- ・ IASC Inter-Agency Standing Committee Reference Group for Mental Health and Psychosocial Support in Emergency Settings Psychosocial Support in Emergency Settings (2010) 災害・紛争等人道的緊急時における精神保健・心理社会的支援：保健分野の人道支援に携わる者は何を知っておくべきか？  
[http://www.who.int/mental\\_health/emergencies/what\\_humanitarian\\_health\\_actors\\_should\\_know\\_japanese.pdf](http://www.who.int/mental_health/emergencies/what_humanitarian_health_actors_should_know_japanese.pdf)
- ・ 自然災害時における人々の保護に関する IASC 活動ガイドライン (日本語版) (2011) IASC OPERATIONAL GUIDELINES ON THE PROTECTION OF PERSONS IN SITUATIONS OF NATURAL DISASTERS (JAPANESE VERSION) 発行元：ブルッキングス・LSE 国内強制移動プロジェクト Published by Brookings-LSE Project on Internal Displacement  
[http://www.brookings.edu/~media/Research/Files/Reports/2011/1/06%20Operational%20guidelines%20nd/0106\\_operational\\_guidelines\\_nd\\_japanese.PDF](http://www.brookings.edu/~media/Research/Files/Reports/2011/1/06%20Operational%20guidelines%20nd/0106_operational_guidelines_nd_japanese.PDF)
- ・ 小林智 (2013) IASC ガイドライン：長谷川啓三 若島孔文編「震災心理社会支援ガイドブック」所収 30-31
- ・ 伊藤嘉余子 (2012) 厚生労働科学研究費補助金 (特別研究事業) 分担研究報告書「災害時における児童相談所職員の派遣システムおよび児童相談所活動ガイドライン (案) の作成に関する研究」
- ・ 吉田克彦 (2013)「原発事故の被害が大きい地域における心理社会支援—福島県相双地区での取り組み」：長谷川啓三 若島孔文編「震災心理社会支援ガイドブック」所収 126-148
- ・ 富永良樹 (2011)「災害と子どもの心のケア 災害後に必要な体験の段階モデルの提唱」臨床心理学 11(4) 569-574
- ・ 富永良樹 (2014)「災害・事件後の子どもの心理支援 システムの構築と実践の指針」創元社
- ・ 長谷川啓三 若島孔文編 (2013)「震災心理社会支援ガイドブック 東日本大震災における現地機関大学を中心にした実践から学ぶ」金子書房
- ・ 山口昌樹 中島康 中山友紀 (2011)「災害ストレスの対処法」講談社
- ・ 室崎益輝 (2013)「東日本の大震災後の生活再建に向けて」人間福祉学研究 関西学院大学人間福祉学部研究会 Vol.6 No.1 9-18
- ・ 川村邦光 (2012)「災厄と弔いをめぐる断想 遺影・家族写真と弔いの形」『治療の聲』第13巻第1号 聖和書店 13-20
- ・ 河村哲二 (2013)「グローバリゼーション・ダイナミズムと日本の「二重の危機」からの再生 「3.11」東北震災被災地の視点から」/河村哲二 岡本哲志 吉野馨子編著 (2013)『「3.11」からの再生 三陸の港町・漁村の価値と可能性』所収 お茶の水書房
- ・ 岡本哲志 (2013)「三陸の港町・漁村の価値と可能性にむけて ~ 近世から近代への転換」/河村哲二 岡本哲志 吉野馨子編著 (2013)『「3.11」からの再生 三陸の港町・漁村の価値と可能性』所収 お茶の水書房
- ・ 水澤都加佐 スコット・ジョンソン (2010)「悲しみにおしつぶされないために 対人援助職のグリーフケア入門」大月書店
- ・ 益田庄三 (1970)「漁村社会の基礎構造 上」白川書院
- ・ 益田庄三 (1972)「漁村社会の基礎構造 下」白川書院
- ・ 岡田達明 (1978)「自由の蒼民 解説・漁民の世界」岡田達明編 (1978)『近代民衆の記録 7 漁民』新人物往来社 所収
- ・ 才村純 他 (2012) 厚生労働科学研究費補助金 厚生労働科学特別研究「災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児相福祉活動に関する研究 (主任研究者 才村 純)」平成 23 年度総括研究報告書
- ・ 小野セレストア麻耶 (2012) 厚生労働科学研究費補助金 (特別研究事業) 分担研究報告書「災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児相福祉活動に関する研究~災害時における児童福祉職員の派遣システム及

- び児相福祉活動の実態に関する調査研究(2)(ヒアリング調査)」
- ・前橋信和 芝野松次郎(2012)厚生労働科学研究費補助金(特別研究事業)分担研究報告書「災害時における児童福祉職員の派遣システム及び児相福祉活動に関する調査研究」
  - ・高桑守史(1994)「日本漁民社会論考 民俗学的研究」未来社
  - ・吉野馨子(2013)「3つの半島の漁村の生業と暮らしとその変容」河村哲二 岡本哲志 吉野馨子編著(2013)『「3.11」からの再生 三陸の港町・漁村の価値と可能性』所収 お茶の水書房
  - ・濱田武士(2014)「日本漁業の真実」ちくま新書
  - ・折口信夫(1976)「民族史観における他界観念」折口信夫全集 16 中央公論社
  - ・東北学院大学震災の記録プロジェクト 金菱清(ゼミナール)編(2013)「千年災禍の海辺学 なぜそれでも人は海で暮らすのか」生活書院
  - ・矢守克也(2013)「巨大災害のリスク・コミュニケーション 災害情報の新しい形」ミネルヴァ書房
  - ・杉万俊夫(2010)「「集団主義一人主義」をめぐる3つのトレンドと現代日本社会」集団力学 Vol.27 17-32
  - ・本間博彰 小野寺滋美 高田美和子 吉田弘和 富永美弥(2012)「東日本大震災と子どもの心のケアについて(報告)」児童青年精神医学とその近接領域 53(2) 128-136
  - ・本間博彰(2013)「東日本大震災を生き延びた子どもから学ぶ子どもの強さともろさープレイメーカー・プロジェクトの実践報告」/特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク報告書(2013)『東日本大震災を生き延びた子どもたちをいかにケアするか 被災地の現状と課題、世界の被災地における制度と救援』17-35
  - ・ト藏康行(2013)「宮城県里親会なごみの会会長からの報告」/特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク報告書(2013)『東日本大震災を生き延びた子どもたちをいかにケアするか 被災地の現状と課題、世界の被災地における制度と救援』宮城県里親研修会「震災により孤児や遺児となった子どもたちの支援と彼らをケアする里親さんへの支援を考える研修会 第1部 被災地の震災孤児の現状及び親族里親さんの取り組みの報告」54-56
  - ・高橋忠美(2013)「岩手県里親会会長からの報告」/特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク報告書(2013)『東日本大震災を生き延びた子どもたちをいかにケアするか 被災地の現状と課題、世界の被災地における制度と救援』宮城県里親研修会「震災により孤児や遺児となった子どもたちの支援と彼らをケアする里親さんへの支援を考える研修会 第1部 被災地の震災孤児の現状及び親族里親さんの取り組みの報告」57-59
  - ・大石景広(2013)「宮城県東部児童相談所次長からの報告」//特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク報告書(2013)『東日本大震災を生き延びた子どもたちをいかにケアするか 被災地の現状と課題、世界の被災地における制度と救援』宮城県里親研修会「震災により孤児や遺児となった子どもたちの支援と彼らをケアする里親さんへの支援を考える研修会 第1部 被災地の震災孤児の現状及び親族里親さんの取り組みの報告」59-62
  - ・林みず穂 八木淳子 武藤美由紀 伊藤孝俊 河野理知子 高橋 匠 井出 浩(2014)「東日本大震災3年目の子ども支援ー現状とこれからー」/児童青年精神医学とその近接領域 第54回日本児童青年精神医学会総会特集(Ⅱ)シンポジウム8 児童青年精神医学とその近接領域 55(4)112-137
  - ・仙台市(2014)「震災後の子どものこころのケア 実施報告書」
  - ・東北大学大学院教育学研究科 震災子ども支援室「Sチル」(2014)「この子を育てる 東日本大震災後の親族里親の声から」
  - ・特定非営利活動法人 子どもの村東北発行(執筆責任 山崎 剛)公益財団法人 三菱財団助成事業(2014)「震災孤児を養育する親族里親の現状調査と支援のあり方に関する検討」

大震災に被災して親を亡くした孤児、遺児についての全国児童相談所の把握状況についての調査 単純集計一覧 H26

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況

	件数	いる	いない	無回答
合計	180 100.0	9 5.0	164 91.1	7 3.9

Q1-2. 現在確認している震災孤児／人数

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
合計	180 100.0	9 5.0	171 95.0	13.4	1	55	16.8	121 100.0
いる	9 100.0	9 100.0	-	13.4	1	55	16.8	121 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-3. 現在確認している震災孤児／世帯数

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
合計	180 100.0	8 4.4	172 95.6	10.8	1	37	11.3	86 100.0
いる	9 100.0	8 88.9	1 11.1	10.8	1	37	11.3	86 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-4. 現在確認している震災孤児／男児・就学前

	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況								
合計	180 100.0	3 1.7	177 98.3	0.0	0	0	0.0	0 -
いる	9 100.0	3 33.3	6 66.7	0.0	0	0	0.0	0 -
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 -

Q1-5. 現在確認している震災孤児／男児・小学生

	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況								
合計	180 100.0	5 2.8	175 97.2	2.8	1	6	1.9	14 100.0
いる	9 100.0	5 55.6	4 44.4	2.8	1	6	1.9	14 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-6. 現在確認している震災孤児／男児・中学生

	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況								
合計	180 100.0	4 2.2	176 97.8	5.3	2	8	2.2	21 100.0
いる	9 100.0	4 44.4	5 55.6	5.3	2	8	2.2	21 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-7. 現在確認している震災孤児／男児・中卒

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
合計	180 100.0	6 3.3	174 96.7	3.5	1	9	2.8	21 100.0
いる	9 100.0	6 66.7	3 33.3	3.5	1	9	2.8	21 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-8. 現在確認している震災孤児／女児・就学前

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
合計	180 100.0	3 1.7	177 98.3	0.3	0	1	0.5	1 100.0
いる	9 100.0	3 33.3	6 66.7	0.3	0	1	0.5	1 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0

Q1-9. 現在確認している震災孤児／女児・小学生

Q1-1. 現在確認している震災孤児／管内の状況	件数	有効回答	無回答	平均	最小値	最大値	標準偏差	実数合計
合計	180 100.0	6 3.3	174 96.7	3.2	1	5	1.7	19 100.0
いる	9 100.0	6 66.7	3 33.3	3.2	1	5	1.7	19 100.0
いない	164 100.0	-	164 100.0	0.0	0	0	0.0	0 0.0